

仕 様 書

行財政局総務部庁舎管理課

(担当 細川、高瀬 222-3046)

件名	京都市かもがわ庁舎の産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬業務（庁舎管理課）				
契約期間	令和8年11月24日から令和9年3月31日まで				
契 約 条 件	1 総則 （1）京都市かもがわ庁舎（以下、「かもがわ庁舎」という。）から排出する産業廃棄物（廃プラスチック類）の収集運搬業務（以下「本業務」という。）の受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、労働基準法、労働安全衛生法、京都市契約事務規則等の関係法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき的確に業務を実施すること。 （2）本業務で扱う産業廃棄物（廃プラスチック類）は、かもがわ庁舎から排出されるものとし、再生利用を目的として分別したものとする。				
	2 収集運搬の予定数量 50kg（ただし、予定数量は、過去の実績及び予測によるもので、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。）				
	3 本市業務の作業基準 本業務は、次の作業基準により実施すること。 （1）収集日 収集日は、別紙1のとおり （2）作業時間 作業は、午前8時45分から午前12時までの間に実施すること。 （3）収集場所 産業廃棄物（廃プラスチック類）は、次の表の場所から収集する（詳細は別紙2のとおり）。				
	<table><tr><th>場所</th><th>住所</th></tr><tr><td>かもがわ庁舎敷地内の廃棄物保管施設</td><td>京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町284</td></tr></table>	場所	住所	かもがわ庁舎敷地内の廃棄物保管施設	京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町284
	場所	住所			
	かもがわ庁舎敷地内の廃棄物保管施設	京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町284			
	（4）作業内容及び搬入先等 ア 産業廃棄物保管施設に集積された産業廃棄物（廃プラスチック類）を全て収集し、適正に処分すること。また、収集に当たっては分別状況を確認し、分別できていないごみを発見した場合は、同施設において選別のうえ、適切に分別処理を行うこと。 イ 収集後は集積場所及びその付近の床面掃き清掃を行い、清潔の保持及び整理整頓に努めること。 ウ 収集後の産業廃棄物（廃プラスチック類）の搬入先 名 称：株式会社カンポ 所 在 地：京都市伏見区羽束師古川町235番地 搬入条件：（ア）搬入日は収集日当日とし、午前8時から午後5時までの間に搬入すること。 （イ）搬入に利用する収集車の荷室部分は常に清潔な状態を保持し、収集運搬時に廃プラスチック類の質（廃プラスチック類の入った袋を含む。）を低下させないこと。 搬入手数料：無料（産業廃棄物（廃プラスチック類）の再資源化処理業務を別途契約するため。）				

契 約 条 件	<p>(5) 作業の留意点</p> <p>ア 運搬中は収集した産業廃棄物（廃プラスチック類）が飛散しないよう荷台部分をシートで覆う等の措置を講じること。</p> <p>イ 他の場所から排出された廃棄物と併せて処理施設に搬入しないこと。</p> <p>ウ 受注者は、作業従事者に対して、常に細心の注意を払い、本仕様書に沿った作業を適切に行うこと等を指導すること。</p> <p>4 受注者の資格要件</p> <p>本業務を受託しようとする者は、産業廃棄物の積卸を行う区域において、廃棄物処理法第14条第1項の許可を受けており、その許可証に記載されている事業の範囲に廃プラスチック類が含まれていること。</p> <p>5 資格要件の確認</p> <p>受注者は、本業務の契約締結に当たり、上記4の許可証を庁舎管理課に提出すること。</p> <p>6 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の提出</p> <p>マニフェストは、電子又は紙を使用する。</p> <p>(1) 電子マニフェストの使用</p> <p>ア 電子マニフェストは、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター電子マニフェストセンターのJWNETを使用する。</p> <p>イ 電子マニフェストを使用する場合は、収集運搬業者、処分業者及び京都市の三者が合意のうえ、運用を開始する。</p> <p>(2) 紙マニフェストの使用</p> <p>ア 受注者は、収集作業完了後、紙マニフェストに必要事項を記入のうえ、A票を行財政局総務部庁舎管理課長に手渡すこと。</p> <p>イ 運搬業務完了後、処理業者（搬入先）から交付を受けるB2票を、10日以内を目途として速やかに返送すること。</p> <p>（マニフェスト返送先）</p> <p>〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市行財政局総務部庁舎管理課 TEL075-222-3046</p> <p>7 報告書の提出等</p> <p>受注者は、当月分の収集日ごとの収集量（単位:kg）及び処分結果を報告書にして翌月の14日までに行財政局総務部庁舎管理課長に提出すること。</p> <p>8 委託料の支払</p> <p>委託料は、1箇月ごとに当該期間の業務完了後、年間委託料の12分の1を支払うものとする。</p> <p>9 契約解除の際の未処理廃棄物の取扱いに関する事項</p> <p>契約を解除しようとする際に、本契約に基づき引き渡しを受けた産業廃棄物で未だ処理業務を完了していないものがあるときは、双方の責任の下、その産業廃棄物の処理について適切な措置を講じるものとする。</p> <p>10 その他の特記事項</p> <p>(1) 落札業者は、本委託契約書を交わす際、受注者として仕様書の最終頁にある「産業廃棄物収集運搬受注者記入欄」の項目について必ず記入し、受注者の許可証を添付すること（上記4及び5参照）。また、受注者の委託業務に積替保管を含む場合は、積替保管の項目（所在地、種類、保管上限等）を必ず記載すること。</p> <p>(2) 受注者は、その実施に関し行財政局総務部庁舎管理課長と密接に連絡を取り合うこと。</p> <p>(3) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合は別途契約する。</p> <p>(4) 産業廃棄物保管施設の場所を変更したときは、本市の指示に従うこと。</p> <p>(5) その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度双方が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。</p>
---------	---

注 本仕様について不明な点がある場合は、庁舎管理課の指示に従ってください。

(別紙 1)

京都市かもがわ庁舎産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬業務の作業日・時間について

- 1 本業務の作業日は以下の表のとおりとする。なお、移転業務の進捗や搬入施設の事情等により作業日時、作業開始時期を変更する場合がある。その場合は、庁舎管理課から事前に連絡する。
 - (1) 原則は、週 1 回（水曜日）とするが、祝日等の関係から変更している場合があるため、収集日の確認を必ず行うこと。
 - (2) 搬入施設の事情等により作業日を変更する場合がある。その場合は、庁舎管理課から事前に連絡する。
- 2 各日の作業時間については、午前 8 時 45 分から午前 12 時までの間とする。

令和8年度予定表

2026年 4 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2027年 1 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

(収集運搬回数)

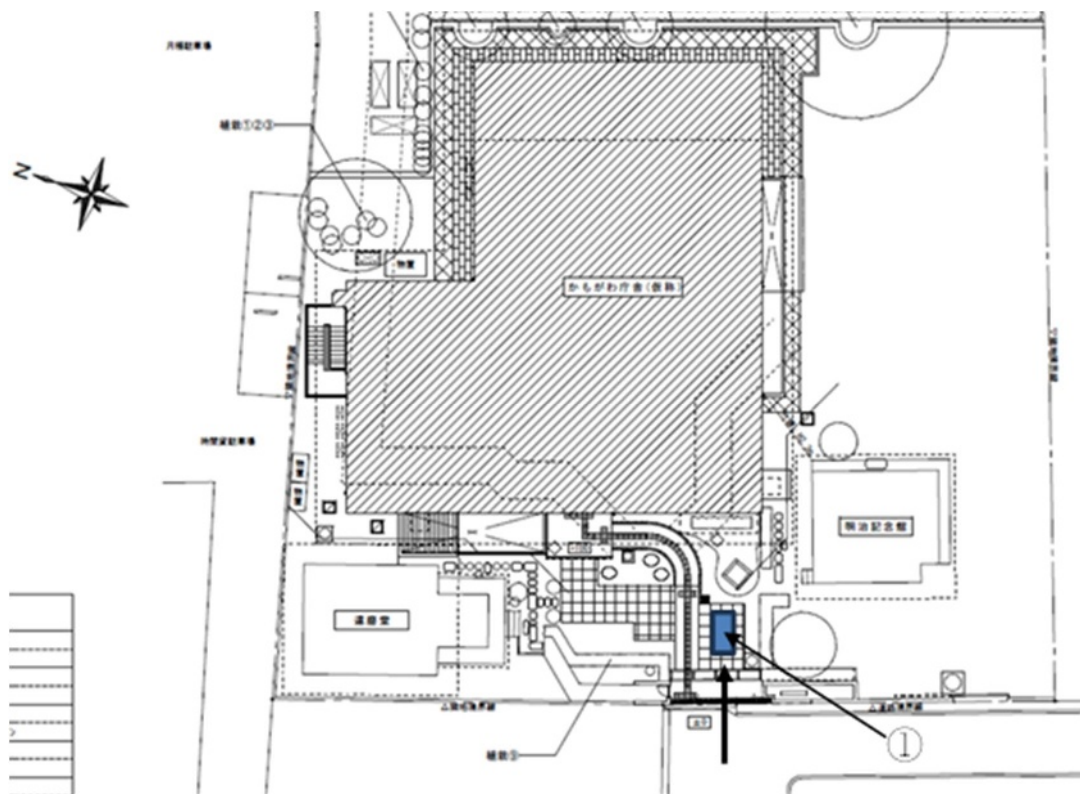
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0	0	0	0	0	0	0	1	4	4	4	5	18

収集運搬車両の通行について

車両の入構方法は下図のとおりです。

廃棄物保管庫の設置箇所（かもがわ庁舎敷地内）は調整中であることから、確定次第お伝えします。

○ 京都市かもがわ庁舎



(注意事項)

- 1 午前8時45分から作業が可能です。
- 2 車両の入構時は、備付けのインターホンを使用し、管理人にボラードの取り外しを依頼してください。
- 3 運搬車両を①に停車してください。なお、①の停車場所は石畳となっているため、車両重量によりタイルが損傷しないよう、できるだけゆっくり入庫のうえ停車いただくなど、ご配慮ください。
- 4 当該施設は令和8年11月24日からの運用開始を予定しており、収集運搬車両の停車場所や時間については、現時点の想定となるため、詳細については、収集を開始するまでに、本市と協議のうえ決定することとします。

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『☐ 許可証のとおり』の欄に☒の記入のみとする。

受注者の許可の事業の範囲 (事業の区分)	☐ 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
<div>※ 受注者の委託業務に積替保管を含む場合</div>	
受注者の積替・保管場所 の所在地	☐ 許可証のとおり
受注者の保管できる 産業廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
受注者が行う積替え のための保管上限	☐ 許可証のとおり